

第7回軽米町議会定例会

令和 2年 3月 5日 (木)

午前10時00分 開 議

議 事 日 程

日程第 1 一般質問

1 1番 茶 屋 隆 君

4番 中 村 正 志 君

5番 田 村 せ つ 君

1番 上 山 誠 君

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君	12番	松浦	満	雄	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	吉岡	靖	君
会計管理者兼税務会計課	総括課長	小笠原	亨	君
町民生活課	総括課長	川島	康夫	君
健康福祉課	総括課長	坂下	浩志	君
産業振興課	総括課長	小林	浩	君
地域整備課	総括課長	戸田沢	光彦	君
再生可能エネルギー推進室	長	福田	浩司	君
水道事業所	長	戸田沢	光彦	君
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君
教育委員会事務局	総括次長	堀米	豊樹	君
選挙管理委員会	事務局長	吉岡	靖	君
農業委員会	会長	山田	一夫	君
農業委員会事務局	長	小林	浩	君
監査委員	員	竹下	光雄	君
監査委員会事務局	長	小林	千鶴子	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任	川島	幸徳	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

3月3日の町長の施政方針演述に対し、中村正志君、江刺家静子君から追加の質問が提出がありました。内容は、お手元に配布してございます。

本日の一般質問は、通告順によって11番、茶屋隆君、4番、中村正志君、5番、田村せつ君、1番、上山誠君の4人とします。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

◇11番 茶屋 隆 議員

○議長（松浦満雄君） 11番、茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） おはようございます。議長の許可を頂きましたので、通告しておきました2点について質問いたします。

まず初めに、北岩手循環共生圏結成について2点お聞きします。

1点目、北岩手循環共生圏が県北9市町村、久慈市、二戸市、葛巻町、洋野町、一戸町、軽米町、野田村、九戸村、普代村で結成され、9市町村が豊かな地域資源を生かしながら連携し、再生可能エネルギーの供給を軸に、横浜市との様々な交流を進める新たな取組が始動しました。9市町村は、昨年2月に横浜市と再生可能エネルギーの活用に関する連携協定を締結、同12月には2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言し、今後は連絡会議を重ね、共生圏の具体的な事業内容を検討され、9市町村一体となり、元気な北岩手づくりを進める。エネルギー供給だけでなく、人や物、経済分野の交流も活発化させたい

ということではありますが、具体的内容についてお伺いします。

2点目、北岩手循環共生圏の9市町村が連携し、地域循環共生圏として各地域がその特性を生かした取組を行っていくと思いますが、軽米町としてはどのようなことを重点事業として取り組まれていくのかお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の北岩手循環共生圏結成についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「北岩手循環共生圏が県北9市町村で2月18日に結成され、横浜市との様々な交流を進める新たな取組が始動したが、その具体的内容は」についてであります。北岩手循環共生圏は第5次環境計画によって環境省が提唱する地域循環共生圏に基づき、全国に先駆けた取組として県北9市町村、久慈市、二戸市、洋野町、野田村、普代村、軽米町、一戸町、九戸村、葛巻町で2月18日に結成されたものであります。結成式では、小泉環境大臣からビデオメッセージがあり、環境省の政策統括官の講演や横浜市への再生可能エネルギー電力受給式も行われました。地域循環共生圏とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら、自立分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し合えることにより地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方であり、農山漁村も都市も生かす我が国の地域の活力を最大限に発揮する構想であり、持続可能な地域づくりを通じて環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築する考え方であり、

北岩手循環共生圏は、この考えに基づき、市町村の枠を超え、農林畜産物や再生可能エネルギー、観光など豊かな地域資源などの強みを生かしつつ、緩やかな連携を図りながら、行政や民間、地域住民が一緒になって地域の活力を最大限に発揮した北岩手の未来を創造していく取組であります。

具体的な取組については、個々の事業や取組ごとにそれぞれ関わりのある行政や民間、地域住民が連携して進めることとなります。また、効率的で円滑に取り組んでいけるように事務局的な役割を担う9市町村で構成する連絡会議を組織しております。これまでも北岩手9市町村は、それぞれ横浜市と再生可能エネルギーに関する連携協定を平成31年2月6日に締結しました。また、本年度は横浜市で北岩手フェアを開催し、消費者と触れ合いながら農林畜産物の販売を行ったほか、本年12月2日には「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」を共同発表しております。これまでの活動を踏まえ、今回の結成式を一つの契機に、さらに新たな地域創生の取組として北岩手の豊かな魅力ある自然や、農林畜産物、歴

史、文化、観光などの森、里、川、海の地域資源と、横浜市の人材、情報、技術、資金といった経済的資源の交流、循環を活発化させる取組を展開してまいります。

2点目の軽米町としてはどのようなことを重点事業として取り組むのかについてありますが、北岩手循環共生圏の基本的な考え方にに基づき、他の北岩手8市町村と連携を取りながら、町の豊かな地域資源である農林畜産物や再生可能エネルギー、観光を生かしながら、横浜市との経済的資源の交流、循環を活発化させてまいります。特に当町の再生可能エネルギーを横浜市に供給することによって、地域活性化、経済活性化への取組を推進するとともに、ゼロカーボンも含めた脱炭素社会構築への環境政策の取組も進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 11番、茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） ありがとうございます。それでは、再質問いたします。北岩手循環共生圏の具体的な活動は、個々の事業、取組ごとにそれぞれ関わりのある行政、民間、地域住民が連携して進めることとされています。また、効果的かつ円滑に取り組んでいけるように事務局的役割を担う9市町村行政で構成する北岩手循環共生圏連絡会議が結成されたということです。去る平成31年2月6日、北岩手9市町村はそれぞれが横浜市と再生可能エネルギーに関する連携協定を同時に締結しました。この連携協定の締結を機に、北岩手の豊かな魅力ある自然や農林畜産物、歴史、文化、観光などの森、里、川、海の地域資源と横浜市の人材、情報、技術、資金といった経済的資源の交流、循環を活発化させて、地域循環共生圏実現のため都市と農山漁村、大都市と地方都市の連携のモデル形成を目指すものです。北岩手9市町村は、これまで1年間における準備期間と助走期間を終え、このたび令和2年2月18日、北岩手循環共生圏を正式に締結し、今後新たな地方創生の取組を展開していくわけですが、一戸町では御所野縄文電力から横浜市内の企業と一般家庭に電力を供給する、葛巻町では葛巻ワインと各自治体の食材を集めた横浜市のワイン会の開催を行っております。普代村はこれからですが、同村で養殖するワカメ、昆布が吸収する温室効果ガスの二酸化炭素CO₂の吸収量を販売し、企業や団体が買い取る横浜市の排出権取引制度に参入するというので、それぞれの市町村では自治体の豊かな地域資源を生かした取組で対応していくということです。軽米町では、先ほど町長も答弁いただきましたが、再生可能エネルギーを主体として取り組んでいくことだと思います。

いずれにいたしましても、今始まってこれからということですので、私からも二、三提言というか、こういうふうなことをしたらどうだろうということ述べてさせていただきます。横浜市の人材、情報、技術、資金といった経済的資

源の交流というか、供給ということで、例えば1、町職員として人材を相互に派遣して、お互いに長所、ノウハウを取得する。2つ目として、退職後、また転職して地方で暮らしたい、農業をやりたいという人の定住促進等の促進。3点目といたしまして、地域おこし協力隊員は今年1人招致しましたがけれども、地域おこし協力隊員の要請。4つ目といたしまして、軽米町のブランド商品と特産品の販売を受け入れてもらう。5つ目といたしまして、ふるさと納税の要請といったようなこと、取りあえずこのようなことに取り組んでみてはいかがでしょうか、町長。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 大変ご提言ありがとうございました。今ご提言頂きましたことも含めて、当町には膨大な再生可能エネルギーもございます。それからまた雑穀、それからまたブロイラーの肉とか様々ございますので、そういったものをこれからどんどん横浜市にご提言申し上げながら、横浜市は先ほど申し上げましたように大変大きな人口も抱えておりますし、また日揮とか、先般メガソーラーの工事を請け負っております日揮とか日産、それからまた千代田加工など大企業等の本社もございます。また、中華街等もございまして、経済活動も活発でございますので、そういったところを捉えながら、しっかりと軽米町をセールスしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 11番、茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） ありがとうございます。それでは、先ほどの5つ目のふるさと納税の要請ということに関連いたしまして要望ですけれども、今年度地域おこし協力隊を1名招致されたということで、先日の全員協議会での説明では、ミル・みるハウス等の改善に当たるということでしたが、それも大変大切なことだと思います。できればふるさと納税を今まで以上にアップさせるためにも、商工会の支援員とタイアップして、ふるさと納税にも関わっていただいたらどうでしょうか。また、軽米町のふるさと納税は2,000万円ぐらいで推移していましたが、今年度は400万円ぐらいアップしたとお聞きしていますが、やり方次第、またやり方を少し直せば倍にもなると思います。昨年12月20日の岩手日報に、花巻市ふるさと納税4倍、19年度見込み7.5億円、サイト充実ということでサイトを充実ただけでそれだけ伸びたということが載っていました。そういったことにもこれからチャレンジすることを要望して次の質問に移ります。それでは、次に公共施設の建設について4点お伺いします。

まず1点目、火葬場についてですが、火葬場は計画では3月完成、4月から供用開始ということでありましたが、進捗状況はどうか。また、2月27日の議会全員協議会で名称、使用料金等は説明がありましたが、それらを踏まえて再度名称、使用料金、管理等について詳細にお伺いします。

2点目、特別養護老人ホームいちい荘についてですけれども、特別養護老人ホームいちい荘の完成が少し遅れているとお聞きしていましたが、移転はいつ頃になるのか、進捗状況をお伺いします。新築されれば入所者は快適な入所生活ができ、大変喜ばれると思います。新築による利用者へのメリット、施設の利用料等はどうなるのか、また新しい施設ができ、雇用が増えれば大変喜ばしいことと思いますが、職員の雇用は増えるのかお伺いします。

3点目、(仮称)かるまい交流駅ですけれども、(仮称)かるまい交流駅は取付道路の工事が進められています。やっと工事が始まったのかなと思われる。また、令和2年度の一般会計予算にかるまい交流駅建設工事6億4,500万円ぐらいが工事請負費として計上され、本格的な工事が始まるものと思われる。今後の計画について、できれば年度別の計画について再度お伺いします。

4点目、町営住宅建て替え団地工事について、昨年度は戸建て2棟が完成し、今年度は戸建て5棟と5世帯の長屋1棟が完成して、入居者が移転すると思いますが、どのような方法で移転者を決められるのか、また入居者の家賃はどのようになっているのか、またその後、今後の計画についてもお伺いします。

以上4点、よろしくお願ひいたします。

○議長(松浦満雄君) 町長、山本賢一君。

[町長 山本賢一君登壇]

○町長(山本賢一君) 茶屋議員の公共施設の建設についてのご質問にお答えいたします。

最初に、火葬場の進捗状況についての質問にお答えいたします。火葬場の改築工事は、令和元年度建設工事執行状況でお示ししておるとおり、本年2月末現在で約80%の進捗率となっております。本年度内には建築本体工事は完成となる見込みとなっております、4月からの供用開始に向け、3月中には消防建築主事による確認検査を順次行うこととしているところでございます。なお、本年度施行することとしている建物周辺の外構工事は、天候不順による外壁工事の延伸などが影響し、外部足場解体作業の遅れなどから年度内完成が困難となったため繰越事業とし、5月中旬まで工期延長を予定しております。

次に、名称、使用料金、管理等についての質問にお答えいたします。火葬場の名称等につきましては、これまでの議会での議論を踏まえ、改築の際の検討課題として整理していたところであります。本年度改築工事の実施に合わせて、委員15名から成る軽米町火葬場名称等検討委員会を組織し、10月25日、第1回目

の開催を皮切りに、都合3回にわたり委員会を開催し、議論をしたところでございます。火葬場の名称につきましては、第1回検討委員会において県内市町村の火葬場という名称の状況について説明を行っております。火葬場の名称を使用している施設は6施設にとどまり、斎場や斎苑の名称を使用している施設が約80%を占めている現状を説明するとともに、今回の火葬場の改築工事を契機として、ご遺体を火葬する場だけの印象の強い名称を、故人の尊厳を重視し、人生の終えんを迎える場としてふさわしい名称に改めたいこと、また参加型とすることにより多くの提案を比較することが可能となること、新火葬場に関する意見などを把握したいことから、公募型としたいことを議題とさせていただいたところ、出席委員の全員から賛成を頂いたところでございます。この結果を受け、10月28日から11月29日までの間、広報活動を通じて名称を募集いたしましたところ、町民の方々から40作品の応募がありました。この応募を基に11月29日に開催いたしました第2回の検討委員会におきまして応募状況の説明を行うとともに、公募作品の審査要領に基づき委員全員から点数制による審査を実施することとしたところでございます。委員全員による審査の集計後、12月19日に第3回の委員会を開催し、審査結果を発表するとともに、かるまい斎苑の名称が最も得点が高かったことを委員の皆様へ報告し、委員会においてこの名称が新しい火葬場にふさわしい名称であるとして町長に提言することを決定したものでございます。委員からは、漢字による名称より堅さがなく、優しい感じがしてよいとの好評があったところでございます。

次に、利用料金につきましては、第1回検討委員会におきまして、県内市町村では町内を無料とするところは単独運営市町村としては軽米町しかないこと、平成31年度当初予算において火葬場運営経費は約800万円に上っていることなどを説明したところでございます。委員からは、有料とすることに関し反対であるとする意見はなく、次回の委員会において利用料金の案を事務局が提示することとして決定したところでございます。そして、第2回の委員会において、事務局から提示しました利用料金案を審議した結果、新しい火葬場にふさわしい利用料金であるとして町長に提言することに決定したものでございます。最後に、12月23日、検討委員会の中里委員長から提言書を受領いたしまして、この提言を基に今定例町議会に議案を提案しておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、社会福祉法人軽米町社会福祉協議会が進めております特別養護老人ホームいちい荘の整備事業について答弁いたします。2月末現在、60%程度の進捗状況との報告を受けております。3月中の完成を目指し、建築工事を行っていたところでありますが、東京オリンピック関連施設等、都心での建設ラッシュなどを背景に、鉄骨をつなぎ止める高力ボルトが全国的に不足したこと、さらには世界

規模でのコロナウイルスの感染拡大による一部の建設部材が不足する可能性も出てきているなど、完成は6月末になる見込みとの報告を受けているところであります。

次に、新築による利用者のメリットでございますが、床面積が1,580平方メートルから2,184平方メートルと現在より広くなり、居室、食堂など居住空間が広がり、また多床室ではありますが、これまでよりプライバシーを確保する居室構造となっているとのことであり、利用者の方々からはより快適に過ごしていただけるものと思っております。また、利用料につきましては、居室がこれまでと同様多床室となっており、4人部屋の料金はこれまでと変わらないとのことではありますが、2部屋ある個室を利用する場合は料金が多少高くなるとの報告を受けております。

次に、職員の雇用につきましては、勤務のシフトを大きく変更する予定はなく、今のところ職員を増員する予定はないとのことであります。施設が大きくなりますので、運営状況を見ながら職員配置を検討していくとの報告を受けております。

次に、かるまい交流駅の今後の整備計画についてお答えいたします。交流駅整備事業につきましては、平成30年度までに詳細設計、建設予定地の用地取得及び建物等の移転補償が完了し、令和元年度は建設工事に支障となる電柱移転補償及び町道大町下新町線の改良工事を実施しております。

今後のハード事業につきましては、いよいよ令和2年度から建物本体工事に着手し、令和4年度までの3か年で完成させる計画としております。現在進めている町道改良工事は、建物本体工事の際に工事車両が一般車両の通行に支障とならないよう工事用車両として使用する計画としており、建物本体工事の完成後に駐車場の整備と併せて舗装工事を実施する予定としております。予定どおり順調に工事が進むと、令和4年10月頃には全ての工事が完了する予定であり、その後必要備品の整備を行い、令和5年4月の開館に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、ソフト面では、建物本体工事の進捗状況の見える化に努めるとともに、開館までに公募予定の正式な施設名称と愛称の決定及び町民の皆様から出されたご要望等に少しでも多く応え、皆様に親しまれ、ご活用いただける施設となるような運営方法等について、建設検討委員会の皆様方のご協力を頂きながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、町営住宅建て替え団地整備についてのご質問にお答えいたします。町営住宅建て替え団地整備事業については、向川原、新町、萩田、下新町団地の4団地36戸、戸建て26戸、5世帯長屋2棟の建て替えを進めております。移転者については、建築からの経過年数の古い団地から順次移転予定であり、令和2年度

は向川原、新町、萩田団地の一部の入居者については4月から5月にかけて移転していただくこととしており、既に説明会を開催し、入居者の動向を把握し、合意形成を図ったところであり、家賃については、入居者の所得等により算出されたもので、民間賃貸住宅の家賃と比較すれば町営住宅は低額であるものの、新たに入居する住宅の家賃は建て替え前の住宅の家賃より高額となるため、5年間の町営住宅建て替え事業に関わる家賃の特例措置を実施し、6年目に正規家賃を徴収することとしております。現在進めている町営住宅建て替え団地整備事業につきましては、移転した団地の解体工事を含め、令和4年度をめどに完了する予定となっております。引き続き安全安心を重点に住環境整備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 11番、茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） それでは、再質問いたします。特別養護老人ホームいちい荘とかるまい交流駅に関してだけ再質問させていただきます。

特別養護老人ホームいちい荘に関しましては、平成29年3月定例会、私の一般質問に、総合保健センター整備についてという質問に、町長は当町の老人福祉施設の老朽化の対策と健康保健増進を目的とし、子供から老人まで集うことができる総合保健福祉センターの整備は計画しております。現在の構想では、旧県北分譲跡地の場所に老朽化している老人福祉センター等の移転整備を計画しており、近隣の県立軽米病院と併せて福祉、健康維持増進、交流、コミュニティーサービスなどの事業が展開できる保健福祉施設の整備を目指すこととしておりますと答弁されておりますが、それから3年もち、老人福祉介護制度等も、また介護の役割、いろいろ変わってきておりますが、現在もそのような考えがあるのか伺います。

かるまい交流駅（仮称）整備については、令和2年度から3か年計画で建物建設工事を行い、工事が順調に進めば令和5年4月から開設する予定で、町民から出された要望等に少しでも多く応え、町民に親しまれ、活用してもらえる施設となるよう、建設工事とともに開設に向けた運営方法の検討についても取り組んでいるということです。開設すれば、運営方針が一番大事になってくると思います。町民の声を十分に反映し、町民誰もが安心して楽しく有意義に使える施設になることを望みます。そのためには、民間の力、また町民の皆さんの協力、この場合北岩手循環共生圏で締結を結ばれた横浜市の経済的資源の交流で、例えば前にも私何回か言っておりますけれども、温泉のある宿泊施設、地場産品、雑穀、シリアル商品、かるまいブランド商品等が販売できる施設、道の駅、産直、地産地消

のレストラン、食堂が併設して、他市町村からも観光客が訪れるような施設もあればいいなと思います。交流駅は、開設すれば軽米町の活性化、にぎわい創出のための拠点となる施設だと思いますので、全ての面で拠点の役割を果たせる施設となるよう行政と町民と一体となって開設に向け3年間運営方法を考えていかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

以上2点についてお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 総合福祉センターと申しますか、その点に関しましては今後また10か年の計画を練ってまいりますので、その中にしっかりと盛り込んでまいりたいというふうに思っております。

また、交流駅に関しましては、そこら辺の途中経過と今後の方向性等は担当課長のほうからちょっと説明させたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

〔産業振興課総括課長 小林 浩君登壇〕

○産業振興課総括課長（小林 浩君） ただいまの茶屋議員のご質問にお答えいたします。

まさに茶屋議員がおっしゃるとおり、令和2年度以降につきましては建設工事が始まります。予定どおりであれば、令和4年度までに完成する予定でございます。今後行うことは、運営をするための方向性を定めていくということで、役場庁舎内におきましては平成30年から教育委員会、健康福祉課、総務課、産業振興課及び商工会の事務局長からもおいでいただきまして、管理方法等についての検討等を行ってきております。今後は、まだ決定してはおりませんが、今後3年間の開館までに方向性を決めていきたいと考えております。

また、そのほかに施設を活用した使用方法等が今後重要になってくるのかなと考えております。大ホールを使用したイベント、あとは子育て支援スペース等を活用した今後の取組等についても併せまして役場内のほうでも検討してまいります。

また、当然百人委員会等におきましても、この完成した際の使用方法についていろいろな意見も出されております。それも踏まえた上で、今後はその使用方法につきまして町民の皆様からご意見を取り入れるための方法についても検討し、実行してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 11番、茶屋隆君。

〔11番 茶屋 隆君登壇〕

○11番（茶屋 隆君） それでは、2点ほど要望を申し上げまして、終わりたいと思います。

交流駅についてですけれども、交流駅の一角を緑地帯とするということも多少計画にはあったのかなと記憶しております。交流駅の一角を緑地帯にするということで、子供たちのために、子供が遊べる簡単な遊具があり、さらにウサギとか小ヤギ、鶏とかといった小動物を飼えば親子の触れ合いの場、子供からお年寄りまで癒やしの場にもなるのではないのでしょうか。そういった夢のある小さな公園もあってもいいのではないかと思いますので、ぜひ造っていただくようご要望申し上げます。

あと町営住宅建て替え事業は令和4年度で完了するということですのでけれども、その後ですけれども、人口減少に歯止めをかけるための一つの施策として、この建て替え事業が終わったら、その後ぜひ続けて若者向けの安い住宅建設に取り組んでいただくことをご要望申し上げまして、私の質問を終わります。町長、コメントがあれば、何かお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） そういった意見も広く皆さんからお聞きしながら、できるだけ皆さんの要望にかなうように進めてまいりたいと思います。交流駅は、これからいろんな世代、小さい子供からお年寄りまで町の中核となるような、集客を高めていくような施設にしてまいりたいというふうに思っておりますので、これからも皆さんのご意見を十分お聞きしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

また、住宅に関してはそのとおりで、この事業が一応の方向性では私も若者世代の定着、これからまたいろんな形で子育て世代のご支援を拡充しながら、町外から子育て世代の流入等も視野に入れて、そういった対応も必要と思っておりますので、そこら辺も検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

◇4番 中村正志 議員

○議長（松浦満雄君） 次に、4番、中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 私からは、初めに、来月4月から実施されます会計年度任用職員がどのように運用されるのか。これまでの臨時職員や嘱託職員等の方々の不安が解消となるような答弁を期待して質問させていただきます。

前回の12月定例会において、会計年度任用職員の給与等に関する条例が提案されました。また、事前に議員全員協議会でこれまでの臨時職員等との違いなどを含めて条例の概要を説明いただき、町議会としても大変興味ある事項として議会

報の中で特集として紹介させていただいております。町では、法律や条例での制定を踏まえ、実情に応じて規則等を定めて運用されようとしているわけですが、これまでの臨時職員等の給与やサービスがどのように変わるのかお伺いします。

また、フルタイム職員やパートタイム職員はそれぞれ何人ぐらいか、各種手当やボーナスなど、令和2年度当初予算を計上するにあたり、どのような任用を想定し、昨年度までとの違いなどを含めて答弁願いたいと思います。

2月26日発行の「広報かるまい」お知らせ版361号ですけれども、これに会計年度任用職員の募集が4ページにわたって掲載されております。また、3月3日招集の3月定例会本会議での議案第8号 令和2年度一般会計予算ほか特別会計の中に会計年度任用職員の給与や報酬、保険、手当などの予算計上がなされておりますが、詳細については予算特別委員会で審議することになります。最後に、現在の臨時的雇用職員が不安を持つことなく、法改正により優遇される雇用となるのか、不利な雇用となるのか、雇用主としての軽米町長の所見を含めての見解をお伺いいたします。答弁方よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の会計年度任用職員の運用に関するご質問にお答えいたします。

地方公共団体における会計年度任用職員制度につきましては、平成29年5月17日に公布された令和2年4月1日を施行日とする地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律を受けて導入するもので、当町におきましても令和元年12月定例会において関係する条例をご議決いただき、令和元年12月18日に公布しているところであります。会計年度任用職員制度導入後においても、臨時的任用制度は残るものでありますが、職員の退職などによる欠員や災害発生時等一時的な業務の増加時に要員が不足する場合などに限られ、補助的業務ではなく、一般職と同等の業務を遂行する必要があるとともに、1年を超えての採用はできないこととされており、制度移行後の任用は極めて限られるため、臨時的任用に適合しない場合は全て会計年度任用職員としての任用になるものであります。

したがいまして、恒常的に募集していた事務補助や保育士、日々雇用職員などの臨時職員及び保健師や看護師などの非常勤職員は、令和2年度以降任用期間を最長1年間とする会計年度任用職員としての任用になるものであります。

会計年度任用職員は、1週間当たりの勤務時間が正職員と同様のフルタイム職員と正職員より短い勤務時間となるパートタイム職員の2系統の任用区分となるもので、これまでの日々雇用としての任用の場合はパートタイム職員として任用することになるものであります。給与につきましては、これまでの臨時職員、非常

勤職員は、正職員の給与との均衡を考慮して別に定めるとされておりましたが、会計年度任用職員につきましては一般職の給料表を基礎とすることとされております。また、通勤手当や時間外勤務手当などの支給についても明確化されるとともに、一定の要件の下、期末手当を支給できるとされており、その要件は規則において1週間の勤務時間が20時間以上、かつ6か月以上の任用としているところであります。服務に関しては、職務の宣誓や職務に専念する義務、懲戒制度、守秘義務など正職員とほぼ同様に適用されることになるものであります。

先ほども申し上げましたとおり、会計年度任用職員はフルタイム職員と正職員より短い勤務時間となるパートタイム職員の2系統の任用区分となっておりますが、令和2年度予算の編成に当たりましてはフルタイム職員の任用は想定しておらず、全ての職でパートタイム職員として任用することとし、人数は日々雇用的任用も含め186人の予定として算定しております。パートタイムの勤務時間は7時間を基本とし、これまでの臨時職員や非常勤職員、日々雇用職員の勤務形態と所要人員等を勘案しながら、報酬や給与、期末手当等を算定しております。会計年度任用職員の任用は、地方公務員法上、競争試験または選考によるものとされており、新規の任用を希望されている方との公平性を踏まえ、制度導入時において、現在の臨時的雇用職員を優遇するという考え方は制度上困難であると考えております。

なお、会計年度任用職員も人事評価の対象とされており、国の取扱いにおいては1年ごとの本人の同意を前提条件とし、人事評価等による客観的な能力実証に基づき、3か年までは再度の任用が可能とされておりますが、そのような場合でも再度任用の保障のような既得権が発生するものではなく、成績主義や平等取扱の原則から外れることのないよう留意する必要があることから、次年度以降国の動向等を十分に検証しながら制度の運用について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 4番、中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 答弁頂きました。ただ、答弁頂きましたけれども、ちょっと理解できない部分が多々あるなというふうに感じました。私も今回予算書等見て、その会計年度任用職員の報酬とか給与、そのほか期末手当とかそういう一般会計の部分だけでまず一応ピックアップしてみました。それで、まず1つ分からなかったのが、報酬と給与の違いは何なのかなと。こう見ていくうちに、給与は多分もしかしたらこれは再任用職員の給与なのかなというふうに思ったりして、ちょっとその辺は違うのだったら違うと言っていたらいい。

フルタイムとパートタイムの違い、先ほどフルタイムを想定した任用は考えていないということで、今回募集している人たちは全てがパートタイムというふうなことのようです、今の説明でいけば。その中で、パートタイムの中で非常に疑問を感じたのは、募集の中にそれぞれの職種で1日の勤務時間、様々でした。7時間半の人もいますし、7時間の人もいます。6時間の人もいますし、4時間、2時間。4時間とか2時間といえ、普通のパートタイムだなというふうを感じるわけですが、多分常勤職員、正職員の方々の1日の勤務時間は7時間45分だと思うのですが、なぜ7時間半なのかというふうなのがちょっと理解できかねる。ただたった15分の違いです。1日の勤務時間ということで報酬なのか給与なのか分かりませんが、それを与えるのであれば普通に同じ正職員としての時間でいいのではないかなというのが私の一般的な物の考え方だと思うのですが、その辺がちょっとよく分からないなというふうなことを感じました。

それで、7時間半、今までは嘱託職員等は大体1日6時間というのがあれで、週5日、週30時間というのが一般的だったなというふうに感じているわけですが、今後再任用職員の人たちをどのように勤務体制を取っていくのかなと、現在私が知り得ている部分については短時間労働ということで週4日、多分7時間45分の週4日ということで勤務していただいている。これは、役場職員の方々は退職した後、昔であればすぐに共済組合等、年金とかそういうふうなのがもう出ていると。それが六、七年前から2年ずつ区切って延長していくというふうな形になった。もし今年退職される方は、多分私の計算だと64歳にならないと共済年金をもらえないのではないかなと、ちょっとその間の空白期間、やはり給与がなくなると思いますので、それらで働いていただくというふうなことであれば、別に無理して短時間労働でなくても、正職員と同じ、それだけの能力を持った人たちだから同じに、正職員としての同じ勤務体制でいいのではないかなというふうに感じるわけですが、その辺のところどのようにお考えになっているのかということをお教えいただきたい。

整理いたしますと、まずいずれもう一つ、フルタイムとパートタイムの違い、もう一回教えていただきたい。7時間を基本とすると言いましたけれども、なぜ7時間半なのか。大した15分しか正職員と変わらない、その15分の差は何なのかなと。中には6時間の人もいますし、7時間の人もいます。それでも給与なのか報酬なのか分かりませんが、1か月のそれが6時間の人が非常に高い人もいますようだし、その辺の違いもあるのだけれども、その辺がどのようにお考えでそういう設定になっているのかなというのをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

また、あと再任用職員の方々の今後の勤務体制をどのようにお考えなのか、この

3点について再度教えていただきたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

報酬と給料の違いは何かというふうなことでございますけれども、ご案内のとおり会計年度任用職員につきましてはフルタイム職員とパートタイム職員がござい
ますけれども、フルタイム職員については給料としての位置づけ、これは正規の
職員との予算科目としては同じものになります。一方、パートタイム職員の場合
は報酬として計上するようというふうなことでございまして、したがいま
して、中村議員がおっしゃいますとおり、報酬については特別職の報酬もござい
ますけれども、パートタイムの会計年度任用職員の報酬もそこに含まれていると
いうふうになってございます。給料の科目にあるのは、おっしゃるとおり再任用
職員分の給料というふうになってございます。

次に、勤務時間の違いは何かというふうなことでございますけれども、おっしゃ
るとおり正職員は1日当たり7時間45分でございます。ただ、今回の会計年度
職員制度を踏まえたとき、まず前提として地方公共団体の公務の運営は、正職員
を中心とするというものが前提とするべきというふうに考えてございまして、し
たがって、当方につきましては、基本的勤務形態はパート職員とし、要は正職員
の業務を補完あるいは補助する立場の方というふうなことで、そういったことを踏
まえて、本当に7時間45分でなければならないのかどうか、そういったことも
踏まえつつ検討したところでございます。先ほど町長の答弁にもございましたと
おり、基本は7時間としておりますが、その職場によって7時間半のところもあ
れば、それより短いところもある、その職場の用務の事情において勤務時間は
設定させていただいております。これまで臨時的任用職員として採用していたケ
ースも多くあったわけなのですが、臨時職員というのは制度移行後の考え方等も
同様に、基本的にはフルタイムが、要は職員の欠員を埋めるという立場での任用
になりますので、フルタイムが前提となっていた。会計年度任用職員については、
必ずしも正職員が欠けた分を100%補充するという考え方とも多少異なる点
があるというふうなことでございます。

あと再任用職員についてでございますが、再任用職員につきましては、中村議員
のおっしゃるとおり年金制度の、年金の受給年齢が上がるということで、基本的
な考えはその年金受給期間までのつなぎの期間というふうな考え方で導入されて
いるものでございます。短時間職員あるいはフルタイムであるかというのは本人
の意思を尊重されていると、しなければならないということで、当方としてはフ
ルタイムでというふうなお願いもするわけですが、最終的にはご本人の意

思を尊重させていただいているというふうなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 4番、中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 初めての導入で、いろいろと現場との考え方の差というのものではないかなと思いますけれども、いずれも現在臨時職員の形で会計年度任用職員として採用される人たちの考え方、意向というか、受入方等も少し勘案しながら今後改善できる部分については改善してほしいなというふうに思うわけですけれども、そこで最後にちょっとお願いも含めて、今回の一般会計予算書を見ましたら、全てが会計年度任用職員何ぼの報酬、職員の関係の給与が何ぼ、報酬が何ぼと全ての、総務費から教育費まで全てが同じと。今までですと事務補助のために何ぼとか運転手が何ぼとかというふうなあって、ここでは運転手を採用するのだなというふうなのがある程度分かったのですけれども、今回のだと中身が全く分からないと。予算書を今回初めて作ったことだと思いますので、これからほかの動向も含めて、あれが議会で議員に対しての説明の内容になるかと思えますので、もしできれば、例えば会計年度任用職員を解任とか、一言の文字にして次にそれはスクールバスの運転手の分だとか学力向上支援員の分だとかというふうに書いてもらえれば、ああ、そこでそういうふうな職種の人たちが採用されるのだなというふうなの分かるので、説明できれば理解もしやすいなというふうに、こう感じますので、検討いただきたいなと、そのこと1点。

次に、今までの部分と期末手当、ほとんど何か期末手当が計上されているようですけれども、今まで同じような職種の中での人たちがこれまでとこれから、来年度からの同じような仕事をした場合に所得といいますか、もらえる部分が年収にするのか、期末手当などを含めれば年収だと思いますけれども、増になるのか同じなのか減になるのか、それをまずひとつ参考までに教えていただきたい。

最後に、町長からもお伺いしたいと思いますけれども、町長は5期目の公約の中で町民所得向上の実現を掲げ、町民1人当たりの所得の1.5倍の実現を目指しております。平成25年度対比で、令和4年度までの10年間で1.5倍の向上を目指しておりますが、町長は統計上での数字でお話ししているような気がします、町民が実感として実際に所得の向上を感じているかといえば、果たしてどうでしょうか。先日若い人たち、私の息子と同世代の人たちでしたが、お話をする機会がありました。その中で、町長は町民の所得が向上していると言っているが、我々は実感として感じられないなという話をされておりました。役場の会計年度任用職員の報酬、給与ほか期末手当や保険料等、総合計すると3億5,000万円を超える金額になっていると思います。この金額を町民はどのように

お感じになっているのでしょうか。職を持たない町民が役場の会計年度任用職員として採用いただき、所得の向上につながっているという実感を持ってもらうことも町長の公約の一つではないでしょうか。そのことを含めて、今後の会計年度任用職員の運用を行っていただきたいと願うわけですが、町長の見解をお伺いします。

最後になりますけれども、不足の部分等については明日の同僚議員からの質問もございますし、特別委員会もございますので、細かいことについてはまた再度教えていただいて、理解を深めたいと思いますので、最後の質問に対しての答弁よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 中村議員の最初のご質問についてお答えしてまいります。

まず、予算書の説明事項欄の表記でございますが、今回現在のよう表記にしたのが、私どもとしては臨時的任用職員であるのか、会計年度任用職員であるのかの区別がつくようにというふうな考え方で、会計年度任用職員につきましては統一的な表記としております。ただ分かりにくいというふうなご指摘を頂きましたので、これにつきましては持ち帰りまして検討させていただきたいと、来年度以降になると思いますけれども、検討させていただきたいと思います。

次に、制度移行後の所得水準でございますけれども、これまでの臨時的任用職員は正規職員の給料表とは別個に設定してございました。あと嘱託職員のほうにつきましては、予算の範囲内で決めますよと、任用するときに決めますよというふうなことで、決まった、はっきりと明確に、幾らかというのは明確になっていなかったというふうなことでございます。今回の会計年度任用職員につきましては、正規職員、一般職の給料表を基礎としなさいというふうなことでございます。ただ、基礎とするのですが、その給料表を適用する場合には、例えば事務補助的業務と、当然有資格者の所得水準というのは同一であってはいけませんので、その辺国のほうの指導に基づきながら、その実際の給料表に当てていくというふうな形を取ってございます。そういった面につきまして、給料表自体が一般職をベースになるというふうなことで、ほぼ所得の水準は向上しているというふうなことになります。

あと期末手当に加えまして、今までの嘱託職員に時間外勤務手当という考え方はなかったものでございますが、時間外勤務手当、あと通勤手当もこれまでは報酬または賃金の割増しというふうな考え方でございましたけれども、通勤手当につきましても正職員と同様の考え方で支給となりますので、そこでもかなりの部

分が違ってこようかというふうに思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 私も今回町民1人当たりの所得、この10年間で1.5倍を目標に頑張りたいというふうなお約束もいたしました。その数値とすれば、やはり統計上、客観的な数字でこれははかるしかございませんので、私はそういった意味ではこの統計の数値は貴重ではないかなと思っております。今回の予算でも、町税も昨年度より4億3,000万円ほど伸びてございます。ただこれは税収が伸びたから、そのまま増収ということではありません。交付税等も減らされますし、そういった点ではそのまま伸びるということではございませんが、あといろんな土地代の収入とか、再生可能エネルギーの経済効果も出てきております。また、今後といたしましても大規模養鶏団地、それからまた今園芸施設ですか、ハウス等も企業誘致を含めて進めておりますので、そういった雇用の創出、それからまた町全体のGDPの拡大、そしてまた様々な面で経済効果を出しながら着実に町民の所得向上の実感を出していければというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） それでは、次の質問で、4番、中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 2つ目の質問項目でありますごみ処理事業についてお伺いいたします。

まず1点目として、平成29年度に旧九戸地方堆肥生産組合の民間施設をお借りして、町直営で消滅型生ごみ処理に関して複数の町民の方々からこの事業について疑問視する声が私のほうに届いておりました。また、平成30年9月定例会の特別委員会において、同僚議員から生ごみ処理に経費がかかっている。費用対効果を含め検討する必要があるのではないかとの質問に対して、担当の課長が、当初は初期投資に費用を要し、後年度は少なくて済むもくろみだったが、3年目も同等額が必要な見込みである。今後については、一戸町に委託することも含めて検討したいと答弁しております。町長もより効率のいい方法を模索したいと答弁しております。この消滅型生ごみ処理事業は今年度で3年を終えようとしています。この事業にかかる経費は、私の議会資料におけるメモでは、30年度予算で580万円余りとなっています。先ほどの課長答弁の内容に、初期投資費用が終われば、その後は少額の見通しのようでしたが、580万円の内容を見れば、ほとんどが毎年当然かけなければならない経費のように見受けられます。ごみ減量を伴う経費節減につながっているのかどうか、経費増による費用対効果が果たし

てごみの減量化につながっているのか、ごみ処理にかかる全体経費を総合的な検証で今後の対応を検討していると思われませんが、その結果として消滅型生ごみ処理事業の現状と課題、今後の方向性についてお伺いします。

次に、2点目として、広報かるまい2月号に「布団類の粗大ごみ収集が3月で終了」という見出しで、布団、毛布、じゅうたん、ブルーシートなどを粗大ごみとして収集していたが、二戸管内の収集状況等を踏まえ、今年4月から収集しないことになったというお知らせが掲載されていました。いきなりの決定事項に、昨年9月での議論は何だったのだろうかとがっかりしました。二戸地区クリーンセンター改修工事により、布団類の粗大ごみは収集しないという説明で、9月議会では町民への説明不足などもあり、従来どおり町で収集すべきという議会の意見を取り入れて、町長の英断で軽米町独自の布団類の粗大ごみ収集を行ったことは、町長へ賛辞を送る思いでした。それがたった半年でまた逆戻りして、二戸管内の状況に倣い、4月から収集しないことになったとは議会への説明もなく、決定事項を広報でお知らせするということがあまりにも議会軽視ではないでしょうか。あの9月議会での議会審議は何だったのだろうか、寂しい思いがしました。さきの施政方針演述では、いろいろな事業について町民に対して丁寧な説明で理解いただくように努めるという言葉が何回もありました。果たして議会への説明なくして決定事項として進めていい内容だったのか納得のいく説明をお伺いします。

最後になりますが、ごみ収集については二戸広域での共同事業として進めて、共同処理するもの、各市町村独自で行うものなど各市町村がそれぞれ自助努力でごみの減量化に努めていると思われれます。軽米町は、町直営での収集業務、他市町村は業者委託、また粗大ごみの収集やリサイクルなど独自性を出しながらの業務を行っているようですが、軽米町としてのごみ処理全体に係る方向性を示して、町民との共同作業によるごみ減量化を目指すべきと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。答弁方よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員のごみ処理事業についてのご質問にお答えいたします。

1点目の消滅型生ごみ処理事業の現状と課題、費用対効果が果たしてごみの減量化につながるのかのご質問にお答えいたします。

ごみの減量化のためには、排出量の抑制のほか、再資源化を進め、焼却処理や埋立処理量の削減を図ることが必要であると考えております。現在、飲料用の缶類、瓶類、ペットボトル、白色トレイ、紙類等につきましても、ほぼ全量が資源ごみとして収集され、再生利用されております。焼却される可燃ごみのうち生ごみにつきましても、平成23年4月から家庭用コンポストや電動式生ごみ処理機の購

入の助成を実施し、生ごみの堆肥化を推進してまいりました。また、平成29年度からは町独自の取組として消滅型のごみ処理事業を実施してまいりました。

費用対効果につきましては、令和元年9月定例会で細谷地議員の質問にお答えしたとおり、平成30年度実績で生ごみを21.6トン消滅処理しており、その費用は約544万3,000円となっております。トン当たりの費用は25万2,000円となります。生ごみを家庭系可燃ごみとして処理した場合は、二戸地区広域行政事務組合の負担金は75万6,000円の増額となり、トン当たりの負担金額は3万5,000円となります。生ごみの処理費用につきましては、費用対効果の面からいえば、可燃処理よりも割高であることはご指摘のとおりであります。可燃ごみの減量化にかかわる啓発や焼却炉の延命化、二酸化炭素の排出を抑制した自然環境への配慮などの観点から実施するものであります。消滅型生ごみ処理事業につきましては、事業の廃止も含めて検討してまいりたいと考えております。

なお、今後においてもごみ減量化の推進のため先進事例の調査を実施するなど、可燃ごみの減量化や資源リサイクルを推進していくこととしております。

2点目の布団などの粗大ごみの収集についてのご質問にお答えいたします。

令和元年6月まで粗大ごみとして収集していた布団、カーペット類は、二戸地区クリーンセンターへ搬入しておりました。これまで二戸地区クリーンセンターでは、焼却炉の能力低下から焼却ができないため、仮置きした後、いわて第2クリーンセンターへ運搬し、委託処理してまいりました。令和元年7月から二戸地区クリーンセンターの大規模な延命化工事の施行により、布団類の仮置き場が確保できないこと、いわて第2クリーンセンターの処理単価が引上げとなったことから受入れを休止しており、町でも収集を中止する旨を広報お知らせ版等に掲載してまいりました。9月定例会において、中村議員より町民への周知不足であり、町民の理解が得られないとの指摘がございました。町としては、改めて周知期間を確保するため、令和元年9月から令和2年3月まで収集を再開することとしたところであります。搬入先は、いわて第2クリーンセンターへの直接持込みとなっております。このため、粗大ごみの搬入先が2か所となっております。粗大ごみ収集日におけるごみ収集車の稼働台数が増加しております。管内の他市町村では、布団類は直接または許可業者へ運搬を委託し、いわて第2クリーンセンターへ搬入し、有料で処分することとなりますが、料金は個人負担としております。広域行政事務組合の構成市町村で統一した対応が望ましいことから、布団類の収集中止につきましてご理解とご協力をお願いいたします。

3点目の町民と共同作業によるごみの減量化を目指すべきについてのご質問にお答えします。

二戸地区クリーンセンターへの家庭系可燃ごみの搬入量は、ここ数年1,400トンから1,500トン程度で推移しております。このうち資源ごみとして回収された可燃性ごみの割合は15%となっており、年々増加する傾向となっております。町のごみ処理全体に関わる方向性を示すべきとのご指摘でございますが、これまでと同様に町民のご協力を得ながら、生ごみの減量化、資源化、環境教育、普及啓発助成、マイバッグ運動、レジ袋対策、再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等に継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 4番、中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 答弁頂きまして、消滅型に関しては廃止も含めての検討をするというふうな答弁でございました。いずれ費用対効果というふうな部分もありますけれども、ただ私自身今回さきの施政方針演述のときでもちょっとがっかりしたなど、あまりごみの減量化については触れていないと。私は、過去5年間ぐらいの施政方針を見ていましたけれども、ほとんどが同じような内容で簡単に、最後には町民の皆様のご理解と協力により循環型社会の形成に取り組んでまいりますという言葉で終わっているわけですが、今回も全く生ごみの消滅型のことは触れていない、ただ単なる分別収集というだけ。今はやはりごみ問題は結構大きな課題であると、軽米に限らず、どこにおいてもそうかもしれませんけれども、今は世界的にプラスチックなんかもそういう大きな話題になっておりますけれども、そういうふうなことも含めてやはり軽米町独自のごみ収集計画といいますか、ごみ処理計画等を作成するべきではないのかなと。今総合発展計画の作成時期でもあるかとは思いますが、ただ軽米町の総合発展計画はただ単なるばふっとしたものでしかなくて、やはりもっと町民が何をすればいいかというのを含めた行動計画みたいな、アクションプランみたいな形で作るべきではないかなと。何か一戸町のホームページを見ますと、5年間の計画の冊子が載っていました。やはりそういうふうな形で、また一戸町のホームページを見ますと、毎月処理量がグラフで掲載されている。ちょっと見たら、昨年4月から12月までの家庭ごみの推移、これは前年度と比較して4,960キログラム減少でしたよと、そして1キロ当たり33.5円に換算すると16万6,160円の減少というふうな形で町民のほうに紹介していると、やはりそういうふうな具体的な数字等も出しながら、町民に対しての啓蒙啓発活動等やるべきではないかなと。

では、片や軽米町のホームページはどうだったのか。昨日今日見たわけではない、2週間ぐらい前に見たのですけれども、ごみ処理の関係は2018年の更新です。2年前です。分別のごみの処理日程に関しては、昨年の6月、これは1回やれば

いいのでしょうかけれども、そういう形で、そのときに粗大ごみの出し方とかそういうふうなのがホームページにはまだ掲載されていないと。布団類を有料にしますよとかというの載せていないと、やはりそういうふうなところも大きな原因ではないのかなと。私自身も、決算議会で出されております主要施策の説明書の中にそれぞれのごみの処理量等が掲載されていまして。それをちょっと5年間ぐらい比較してみました。かつて平成26年、27年あたりは、可燃ごみで1,175トンぐらいだったと、それが28年度に限って極端に多いと、1,520トン、この年に何かあったのではないかなと、私ちょっとそれまで調べていませんでしたけれども、その後29年、30年は1,280トンぐらいというふうになってきている。しかし、平成26年、27年のあたりよりは多くなっているという現状、やはりこの辺の数値をある程度比較しながら、何が原因だったのかなというふうなのを、何をしなければならぬのかなというふうな考え方をやっぱりやるべきではないのかなと、その辺のところをどのようにお考えになっているかひとつお伺いしたいと思います。

また、布団類について、確かにただ私が気になっているのは、ほかの市町村に倣って軽米もやるのだというふうな言葉、これが非常に気になっております。前回の何かこの話題になったときでも、軽米は軽米の独自のやり方があるというのではないかと。やはり軽米だけは、それだけ町民に対するサービスが旺盛なのだ。やっぱりその辺のところを強く出して、山本町政の特徴を出してもいいのではないかなと。ほかはほか、ましてや収集業務だって町は軽米町直営でやっています。ほかはみんな業者委託です。この辺も違うという点があります。その辺のところもやっぱり軽米町独自でやって、町民サービスの低下を招かないようなやり方というのがあってもいいのではないかなと。ましてや高齢化社会でありますし、1人世帯、古い布団等持っても、それを運べないお年寄りも多数いらっしゃるのではないかなと、その辺のところ等も勘案すれば、ちょっと軽米独自のやり方というのがあってもいいのではないかなというふうに考えるわけですが、その辺のところどのようにお考えなのか、その2点についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

〔町民生活課総括課長 川島康夫君登壇〕

○町民生活課総括課長（川島康夫君） ただいまの中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

前段のごみ削減に係る広報等の仕方でございますが、まさにそのとおりでございまして、今後ある程度具体的な数値等を示しながら町民に呼びかけるような方法等を検討してまいりたいと思います。

それから、二戸広域に倣う、二戸広域の他市町村に倣う必要があるかということでございますが、第2クリーンセンターの延命化工事中の布団、カーペット類の取扱いにつきましては、管内市町村の担当課長が集まってずっと協議してまいりました。やはりどうしても軽米独自でということになりますと、隣接市町村からの持込みが懸念される。例えば九戸村あるいは二戸市等から軽米を通り過ぎの際に収集場所へ置いていく、それから業者等の持込みも考えられる、そういったこと等が懸念されることから、管内統一した対応が望ましいものだというふうに考えたことでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 町長の英断で町独自の対応があつていいのではないかというふうなご質問、まさに私もそれはそれとして重く受け止めたいと思います。ただ、いづれ協調すべきは協調しながら、独自性を出すべきものは独自性を出していくというふうなことのそういった中でやっつけていかなければならないというふうに考えておりますので、そこはご理解いただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 4番、中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） せっかく3回目の機会がございますので、3回目、2つばかり。

1つは、先ほどもちょっとお話ししましたがけれども、収集業務は軽米町は町直営でやっていると、ほかは業者委託でやると。先ほどの会計年度任用職員の関係、軽米の逆に言えば職が増えるということではいいことだなというふうには感じております。今年予算の中にもごみ収集車の購入というふうなのがかったような気がしたのですけれども、今後もずっと継続して町直営で行うのかどうかというのを1点お伺いします。

もう一つは、先ほども言いましたけれども、やはり町民の協力なくしてごみの減量化というのは図られないと。やはりその辺のところ、かつては徳島県の上勝町の先進事例なんかも勉強したりしたことがございます。ほかのほうでもあちこちで分別等で頑張っているところがあると。やはりそのためには、町民への啓発というのが一番大きな課題ではないのかなと思います。その辺のところをやはりもっともっと強力に推し進めていただきたいなということを含めて、その辺のところを今後の施策の中にどのように生かしていただくかということ、この2点を最後にお伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ごみの収集の直営には、これは当面町でやっていきたいというふうに考えております。また、ごみはおっしゃるとおり町民と一体となって連携してまいりませんと、なかなか減量化あるいは資源化に関しましても実績は出てまいりません。今後ともそういったものに配慮しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） それでは、追加質問に入ります。

4番、中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 先日の施政方針演述の中からちょっと質問事項を考えてみました。施政方針とはちょっと若干違うかと思えますけれども、今連日テレビ等で報道されております新型コロナウイルス感染症対策に伴い、小中学校の臨時休校が話題になっております。私も朝から昼から、夜になればニュースで常に毎回いろんな話題が全国各地から流れてきていると。そこに新型のことについてちょっとお伺いしたいなと思えます。

軽米町でも小中学校が3月2日から春休みの開始日まで休校するということが施政方針演述で報告されました。軽米高校も同じような措置を取っているということ。小中学校の臨時休校については、連日の報道で誰もが知っていることですが、私たちが知りたいのは臨時休校において児童生徒にどのような指導がなされたのか、休み期間中の過ごし方はどうなのか、地域の大人たちがどのような関わりを持ってほしいのか、みんなテレビを見ながら不安な思いをお感じになっているのではないのでしょうか。臨時休校における具体的な指針など学校への指導がなされていると思えますが、詳しく紹介いただきたいと思えます。

部活動はどうなるのか、スポ少活動はどうなるのか、体育施設の利用はどうなのか、外出はどうかなど、児童生徒の活動の制限がどのようになっているのか。また、高校入試への指導は行われるのか、図書館の利用は、図書館での学習はいいのか。連日マスコミの報道で全国の事例が紹介されていますが、軽米町における指導方針を町民全体が理解する必要があると思えます。施政方針の中で、町長は感染症対策は個々の意識及び行動が重要となるため、町民の理解、協力をお願いすると述べられました。町民の理解と協力のためにも、早急な情報の共有が絶対不可欠です。町民が協力できることは何なのかを含めて、児童生徒への指導内容についての開示をお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、菅波俊美君。

〔教育長 菅波俊美君登壇〕

○教育長（菅波俊美君） 中村議員の新型コロナウイルス感染症対策に伴う小中学校臨時休校についてのご質問にお答えいたします。

まずもって、当初特別委員会等でご説明を申し上げたいと考えておりましたが、このような機会をつくっていただきましたことに感謝申し上げたいというふうに思っております。

現在、町内の小中学校及び高等学校は3月2日から臨時休業に入っております。主な経過を申し上げますと、2月27日、午後6時過ぎに内閣総理大臣より、3月2日から春休みに入るまで全国の小中学校の臨時休業を要請する旨の発表があり、その翌日28日に岩手県教育委員会事務局学校教育課総括課長より各市町村教育委員会教育長宛てに新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業についての通知がございました。町教育委員会といたしましては、国の要請であり、また全国的に感染拡大予防のために、ここ一、二週間が正念場であるという説明もございまして、そして何よりも児童生徒の健康、安全を第一に考え、やむを得ない措置と捉え、要請どおり3月2日から臨時休業といたしました。ただ、準備期間や指導の期間がないため、28日に臨時の校長会議を開き、臨時休業の趣旨と今後の進め方について共通理解を図り、教職員には事前指導や学習課題等の準備を28日に行い、必要であれば29日、土曜日にも教職員は出勤日として準備を進めていただくことといたしました。そして、3月1日、日曜日を登校日として、児童生徒の指導に当たったところでございます。翌3月2日に臨時に校長会議を開き、休業中の指導や卒業式等について協議をいたしました。

次に、児童生徒への指導内容について申し上げたいと思います。第1に、この臨時休業は感染拡大防止のための休業であるということを理解してもらい、人混みを避け、不要不急の外出を避けることなど安全確保に努めることを基本といたしました。あわせて手洗いの励行やマスクの着用、換気の必要性などを指導しております。また、具体的な指導については、各学校とも時間のない中、非常に細かに指導されておりました。長期休業中の暮らし方を基本としております。例えば学習は、ドリル等の課題学習や読書の取組、早寝早起きなど生活のリズムを大切にすること、あるいはメディアについての約束についての確認等でございます。家庭へは、長期休業もそうありますが、健康観察とともに折々に声かけをしていただいて、励ましをお願いしております。

次に、具体的にご質問のありましたことについてでございますが、部活動は行わないこととしております。スポーツ少年団の活動につきましては、休業中の外出を控えるよう児童生徒に指導していることから、スポ少の活動についても自粛の要請をしてまいりたいと考えております。また、子供会活動についても同様に自

肅の要請をお願いしていく予定でございます。

高校入試への指導についてであります。明日6日が県立高校の検査日になっておりますが、中学校では2月末までに面接練習や事務手続、学習指導等計画的に進めております。また、昨日中学校では3年生を登校日として事前指導を行い、受験が終わってからも登校日を設定し、事後の指導を予定しております。また、個々の生徒の状況に応じて個別に指導に当たることとしております。

児童生徒の町の公共施設の利用についてですが、集団での感染が懸念される町民体育館や町立図書館への小中高生の利用は中止としております。また、一般の方にも活動の必要性の精査と感染予防対策を万全にさせていただくようお願いをしているところでございます。

以上、児童生徒の指導に関わる内容を中心に申し上げましたが、ご指摘のありましたように町民の皆様が現在の各学校の臨時休業と児童生徒の暮らし方などについてご理解いただくことは重要なことと考えており、今後町のホームページに掲載するなど内容をお知らせしてまいりたいと考えております。

また、このたびの臨時休業の措置に当たって、保護者の皆様には急な対応でご苦労をおかけしておりますし、各学校の先生方にも通常の勤務を超えた対応を取っていただいておりますことに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国レベルでの対策がなされておりますことから、今後の動向を注視するとともに、随時学校と連絡を取り合いながら、保護者や町民の皆様とともにこの状況を乗り越え、子供たちの健康、安全を守ってまいりたいと考えております。今後ともご協力をよろしく願います。

○議長（松浦満雄君） 4番、中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 児童生徒についての指導について詳しく教えていただきまして、ありがとうございました。

それでは、今は教育長から学校関係だけの内容だなというふうに感じましたけれども、やはり子供たちの臨時休業において、私たちがテレビで見ていて一番ちょっとそれが大丈夫なのかなというのが、学校が休みになれば保護者が見れない人たちはみんな児童クラブに行く。だから、児童クラブが今どういう状況になっているのかなという、やはり児童クラブだって学校だって同じではないかなというのが一般的にも考えるわけですがけれども、その辺のところでは全国の中では学校を開放して、その空間を空けるようにして、そういう人たちが扱っていると、またあと地域の大人たちが協力し合って、見れない子は友達の家に行くとかというふうなところもあるようですけれども、やはりこのときに教育委員会だ

けの問題として考えたのか、町全体としてやはり関係課が一つの連絡を取り合うやはり対策本部なんかを設置する必要があったのではないかと思うのですけれども、その辺のところはなかったのかということをお聞きしたい。その対策本部をつくっているか、そしてあと児童クラブの状況はどうなのか、その辺のところを一番心配なところですので、そこをまず2つお伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） それでは、教育長、菅波俊美君。

〔教育長 菅波俊美君登壇〕

○教育長（菅波俊美君） お答えいたします。

臨時休業に入った場合に、家庭でなかなか面倒を見れないという子供さんがいることについて一番懸念を持ったところでもございました。その受入先として、今もやっております放課後児童クラブがあるわけです。この状況がどうかということをもまず最初に担当課に伺いました。人数的には受入れ可能であるという状況を伺いまして、そして臨時の校長会議の中でも学校に相談があった場合はそういった受入口があるということもお伝えをしております。昨日の各学校校長先生方からの情報交換の中では、特にそういった内容についての相談は今来ていないということが1つございました。

もう一つ、私から申し上げていいでしょうか。担当課からお伺いをいたしましたのですが、臨時休業に入って、放課後児童クラブのほう数人の増減があったということなのですが、これからについても受入れは可能と、そういう人数で推移しているということもございます。そしてまた、感染症予防についてもクラブとして万全を期しているというお話も伺っております。

もう一つ、学校で預かったらという部分でございますが、実際自治体によってはそういった方法を取っているところもございます。私も情報を取っておりますが、例えば低学年で、そしてご家庭に子供が1人とか、あるいは兄弟だけだという場合に限って学校に相談していただくという条件付での受入れということをしております。これについても昨日校長先生方とお話をしたのですが、今そういった相談もなくということもございましたので、現時点ではそのことはまだ考えなくていい状況であるというふうな判断を取っているところでございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

〔健康福祉課総括課長 坂下浩志君登壇〕

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、中村議員の「対策本部等の開催について」についてお答えしたいと思います。

町においては、平成27年に作成した新型インフルエンザ等対策行動計画を準用して対応することとしておりまして、町内での情報共有を図るため、経営会議の

中で幹事会等を開催し、情報共有を図ったところでございます。広報お知らせ版やホームページにも手洗いの励行などの感染症防止と発症が疑われた場合の適切な対応などについて呼びかけを行っているところでございます。

あと一つ、児童クラブの運営状況、先ほども教育長のほうからありましたけれども、夏の長期休業とかの場合は50人ほどというふうな形で運営しているときもありましたけれども、今回3月2日からの休校に伴っては、現在のところ通所しているのは25人くらいとふだんの長期の休業よりも少ない人数となっております。それには多分高学年のお兄ちゃん、お姉ちゃんも一緒にうちにいるということで、お兄ちゃん、お姉ちゃんが下の子を見ているということもあって通っていないのか、もしくは集団の中に置いておきたくないという親の気持ちがあるかもしれないかもしれませんが、そういうことで今のところは通常と同じような形態で児童クラブのほうは運営しております。運営に当たっても、通うときは体温を測ってから登所するように、そういったことを指導してやっております。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 4番、中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） ありがとうございます。児童クラブもそんなに混み合っていないということを知って安心はしましたけれども、それだけ各家庭で親御さんだけではなく、祖父母も含めて多分対応していただいているのかなというふうな感じを受けました。

そこで、今日の新聞に岩手県議会の話が出ておりましたけれども、議員が子供を連れて特別委員会に参加していると。県議会等も別に今始まったことではないというふうな話。軽米の議会に限らず、そういう職場で、例えば役場の職員の中でもそういう小さい子供を持って預けないという人たちがいるのかなと。児童クラブで間に合っていればいいのしょうけれども、児童クラブで間に合わない場合は、やはり役場でも、逆に言えば空き部屋を利用して子供をそこに置いてもいいよとかというふうな考え方もしてもいいのかなというふうな今日その新聞を見て感じました。その辺のところの状況はする必要はないのかもしれないけれども、そういう考え方も、一つの問題に関していろんな角度での話題が出てくるのかなというふうに感じました。

そこで、ちょっと別な話題ですけども、この臨時休業で給食センターに納入している業者が大変困っているというふうな話題もあります。牛乳が全部排せつされるとか、多分軽米でも3月から急に臨時休業ということで、もしかすれば2月中に材料の入札なんか終わって、業者等準備していたのではないかなという感じはあるわけですけども、そういうふうな多分それがもう使えなくなったという

ふうな、そういうふうな部分の損害とかそういうふうなのはなかったのかということをもまず1つお伺いしたいと思います。

また、臨時休業により学校に勤めている、生徒が来なければ必要ない業務の方々も先生以外でいらっしゃるのではないかなど、そういう方々はどのような扱いになっているのかなというふうなことをちょっと気にしたりしています。児童クラブなんか混み合っていて忙しいようであれば応援に行ってもいいのではないかなというふうにもふと思ったりしましたので、ちょっとその辺のところはどういうふうな扱いになっているのかなというふうな。

また、あともう一つは、この言葉の中に春休みの開始日まで休校という言葉、これがちょっと気になったのですけれども、春休みに入ったときの、春休みに入る前の日までは臨時休校ですよ、その後は春休みですよということだと思のですけれども、臨時休校における指導方針は先ほどお話ししたとおりで思のですけれども、活動制限等、その辺が今度春休みになって、次の始業式、入学式、それまでの活動制限というふうなのをどのように考えているのかなというふうなことにちょっと疑問に感じたので、その辺も含めて教えていただければなというふうに思っています。細かいこと等は特別委員会もございますので、そのときに多分私に限らず質問があるかと思っていますので、そのときよろしくお伺いしたいと思います。それで最後の質問とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 教育長、菅波俊美君。

〔教育長 菅波俊美君登壇〕

○教育長（菅波俊美君） お答えをいたします。

初めに、春休みの前日までという期限のところをございますが、これはどの通知にも同じような表現がございます。同様にやったわけですが、これから状況が変わっていくかもしれませんけれども、当面はそこまでと。ですが、状況が変わらなければ継続になるというふうな押さえをしております。そういった共通理解を各学校ではしております。

もう一つ、給食センターの食材についてですが、状況等今お話しあったような懸念される状況がないかということも具体的にこれから把握していきたいなというふうに思っております。

もう一つ、学校にお願いをしてあります学力向上支援員とか特別支援員の勤務関係なのですが、通常の前定どおりの勤務を今お願いをしています。子供は来ないわけですが、学校に必要な業務について学校長の指示でやっていただくということになります。今お話しありましたように、ほかの施設への応援といったことについては、そのときの協議になるだろうというふうな思っております。以上です。

○議長（松浦満雄君） それでは、終わります。よろしいですか。

○4番（中村正志君） はい。

○議長（松浦満雄君） それでは、お昼近くなりましたので、お昼休憩、午後1時まで休憩したいと思います。

午前 11時 52分 休憩

午後 零時 59分 再開

○議長（松浦満雄君） 午前中に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

◇5番 田村 せつ 議員

○議長（松浦満雄君） 5番、田村せつ君。

〔5番 田村せつ君登壇〕

○5番（田村せつ君） それでは、通告していました認定こども園についてお伺いいたします。

私が6月に軽米幼稚園の存続について一般質問した際の答弁は、幼稚園存続ではなく、今後認定こども園を考えている旨の答弁でした。そうしましたところ、12月の全員協議会においても、令和2年度で軽米幼稚園を閉園し、軽米保育園を認定こども園として設置し、事業開始認可となれば、令和3年4月1日から認定こども園と、開園されると説明がありました。今定例会におきましても、町長の施政方針、教育長の教育行政方針でも述べられました。少子化が進み、軽米幼稚園の入園希望者も年々減少している事態は承知いたしております。致し方ないことだと思います。それで、そうなれば軽米町内にはただ一つの乳幼児施設となります。子育て支援日本一を目指している軽米町です。日本一を誇れるような内容の充実した施設であってほしいと願っております。令和3年4月から認定こども園が開園可能となれば、移行期間が1年余りであります。準備など十分なのか心配になります。

そこで、幼稚園、保育園の双方の子供たち、保護者、職員、町民誰もが戸惑うことなくこども園が開園できることを願いまして、次のことを伺います。

まず初めに、幼稚園が閉園することで保護者の落胆は大きいと思います。また、認定こども園で幼稚園とどこが違うのかなど不安があると思いますし、保育園のほうも同じだと思います。双方の保護者が納得いくような丁寧な説明はなされているのでしょうか。また、今後準備期間中においても移行過程などの報告など兼ねながら説明が必要と思われませんが、このことについてはどのように考えているのでしょうか。

次に、保育施設に従事している全職員は誰でも認定こども園となる軽米保育園に異動する可能性があります。全職員に対しての説明、また認定こども園についての勉強会などを必要と思いますが、今後どのように考えているのかお伺いします。

次に、認定こども園となったとき、管轄は健康福祉課とお聞きしました。教育、保育を一体的に行っていくと聞いております。そうしますと、今後教育委員会は全く管轄外なのでしょうか。連絡を取りながら進めていくということはないのかお伺いします。

最後ですけれども、現段階でも保育園は未満児が多いです。お昼寝している保育室などもすごく手狭さを感じますが、認定こども園を開園するに当たっての保育室、乳児室、匍匐室、ここにはありませんが、子育て支援室などの設備は設置条件に満たされているのでしょうか。誰もが納得し、いい施設になるように願っていると思います。そのことを踏まえまして、以上4点についてお伺いいたします。答弁よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 田村議員の認定こども園についてのご質問にお答えいたします。

幼稚園閉園と認定こども園移行につきましては、これまでできるだけご理解をいただけるように丁寧な説明を心がけてまいりました。背景としましては、これまで軽米幼稚園は町の幼児教育の核として位置づけ、運営してまいりましたが、少子化や保護者の就労状況の変化等に伴い、入所児童数が著しく減少傾向となっております。令和2年度は10名、令和3年度は在園児2名に新入園児を加えた児童数となる見込みであり、このような状況の中では集団の中での学びなど十分な教育提供が危惧されるところであります。こうした中、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ認定こども園制度が創設されていることから、幼稚園を廃止し、軽米保育園を認定こども園として活用する検討がなされたところであります。

まず、幼稚園、保育園の保護者への説明でございますが、教育委員会事務局と健康福祉課で対応させていただきました。幼稚園の保護者に対しまして、1回目を昨年11月21日に開催し、11名の参加を、2回目を12月19日に開催し、10名の参加をいただいております。保育園の保護者に対しましては、今年1月9日と10日に開催し、それぞれ16名と7名の参加をいただいております。また、軽米幼稚園評議員の皆様には、昨年11月21日と28日の2回の説明をさせていただいており、町議会にも昨年12月に町議会議員全員協議会で説明させていただきました。いずれの説明会でもご意見、ご要望が出され、参考にさせていただきながら、令和2年度を幼稚園閉園と認定こども園開園準備期間として進めてまいりますが、必要に応じて報告の機会を持ってまいります。

子供の教育、保育に従事する職員への説明につきましては、昨年12月26日と27日に軽米保育園で、今年1月16日に小軽米保育園で、1月21日、晴山保育園でそれぞれ行っております。これまでも加盟する各協議会、部会の研修のほか、園内研修を実施してまいりましたが、認定こども園という新しい施設について理解を深め、日常の教育、保育の向上に結びつくような勉強会は、田村議員ご指摘のとおり職員にとっても、よりよい施設運営にとっても大切なことであると考えております。保育機関との兼ね合いなど時間の調整のほか、職員とよく協議して進めてまいりたいと考えております。

所管課につきましては、県との協議を踏まえ決定することとなります。教育委員会は、現在でも幼稚園、保育園と小学校の連携を図っております。幼児の円滑な小学校入学のための事業として、今年度は小学校入学前と入学後等の接続の部分の充実を図るため、幼保小連携教育研修会を2回にわたり実施し、幼保小接続カリキュラムをつくり、内容の共有及び各施設と各小学校の計画を立てたところがございます。また、特別に支援が必要な子供につきましては、幼保小中、保健師、関係機関等で構成する就学支援委員会により就学に必要な支援を行っております。令和2年度は、町の幼児施設が大きく変わることから、担当である教育委員会と健康福祉課で連携し進めていくことがよい結果を生むと考えております。

軽米保育園については、定員120名の施設となっておりますが、近年の入所児童数の増加に伴い、田村議員のご指摘のとおり事実手狭となっております。ご質問の認定こども園設置の基準については、設置する認定こども園の種類により異なる部分もありますが、現在の軽米保育園の施設で設置基準は満たされるものと把握しております。なお、申請事務について、今後岩手県との協議の上、取り進めていくこととなりますが、保護者への説明会、職員への説明会においても、施設改修や増築等のご要望があったことなどもあり、設置条件を満たした上で、さらに充実した施設となるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 5番、田村せつ君。

〔5番 田村せつ君登壇〕

○5番（田村せつ君） ただいまは丁寧な答弁、大変ありがとうございました。今後も教育委員会と健康福祉課で一緒になって進めていくということで安心いたしました。そして、これからいろいろ問題があると思えますけれども、いろんなことに前向きに向かって進めていくということも安心いたしました。軽米町には、ただ一つの乳幼児施設となるわけでありまして。子育て支援日本一を誇れるような幼児施設であってほしいと願っております。今までは、よそに視察に出かけるほうでしたけれども、今度は軽米町の認定こども園は双方のいいところを踏まえたすばらし

い認定こども園だと逆に視察に来るような施設であることを要望いたしまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

◇1番 上山 誠 議員

○議長（松浦満雄君） それでは、次に1番、上山誠君。

〔1番 上山 誠君登壇〕

○1番（上山 誠君） それでは、質問させていただきます。

近年、時間雨量が想定を超える雨が頻発するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化している、または地震についても東日本大震災を初め、各地で大きな地震が発生しております。台風などの洪水等については、平成28年8月発生、令和元年10月発生の台風は記憶に新しいところであります。当町においても、平成11年10月に発生した豪雨により災害が発生いたしました。いっどこで起きるか分からない災害から、生命、財産を守るため、自助、共助、公助により連携していかなければならないと思います。町は、過去の実績を基に、洪水が想定される区域を示した軽米町防災マップを平成28年に作成し、避難経路や災害発生時の行動などの対策の充実を図っていることが感じられますが、最悪の事態を視野に入れ対策を進める必要があると思われま。

ここで、通告していました町道について質問いたします。町道下晴山貝喰線の落石による通行止めについてですが、令和元年10月の町道への落石以来、数回発生している状況で、現在通行止めとなっている状況です。この路線は、竹谷袋集落から山内地区へ通じる路線で、町民バスやスクールバスの通行など地域に密着した重要な路線です。令和2年2月5日より落石により安全性が確保できないためということで当面の間通行止めとしているが、町が検討している方向性についてお伺いします。

次に、町道への過去の落石のあった箇所の把握についてどのような調査をしているのかお伺いします。また、その調査を基に対策はどのようにしているのかお伺いします。

次に、瀬月内川沿いの町道で、台風や豪雨時に冠水する箇所があり、その箇所を把握していると思うが、その箇所への対策状況をお伺いします。

また、下晴山貝喰線は、竹谷袋地区から駒木地区までが落石により通行止めとなっている現在、竹谷袋から早渡地区の中間付近が頻繁に冠水する箇所があります。落石による通行止めと冠水により通行不能になった場合、孤立集落になるというおそれがあり、緊急車両等の通行や物資等の運搬ができなくなると思うが、どのように考えているのかお伺いします。

次に、最近舗装の傷みが見受けられるが、特に参勤街道線の舗装の傷みが私の気

がつくところで見受けられますが、通行の安全のため町が管理する道路の橋や舗装について確認や修繕はどのように実施しているのか。

以上、軽米町が管理する道路についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 上山議員の町道の管理についてのご質問にお答えいたします。

町道下晴山貝喰線竹谷袋地区の通行止めについては、これまで落石注意の看板を設置し、注意喚起を実施してきたところでありましたが、昨年10月以降4回の落石が発生したため、通行人の安全を第一に現在当面の間通行止めを実施しているところであります。住民の方々へのご不便をおかけしていることについては十分承知しているところであります。

復旧については、急傾斜地ののり面であり、状況把握については専門家による調査判定が必要となりますので、当面の間通行止めを実施し、経過観察を行い、専門家に調査依頼し、対策について検討してまいりたいと考えております。

通行止めを実施している間に早渡地区の道路が冠水し、孤立集落になるおそれということでありますが、そういった状況となった場合には、現在道路改良工事を進めている町道みどころばし竹谷袋線を通行できるように対応したいと考えております。来年度も工事を実施する予定であります。工事中にそういう事態が発生した場合は、工事を一時中断して通行確保いたします。

次に、過去の町道の落石等について申し上げます。最近では、向川原から軽米駒木へ向かう町道向川原駒木線、町道駒木長倉線で落石が発生している箇所があり、同様に落石注意の看板を設置し、注意喚起を図り、日常のパトロールを重点区間として実施しております。竹谷袋地区の調査、対策と併せ総合的に検討してまいりたいと思います。

次に、瀬月内川沿いの冠水する箇所について申し上げます。これまでも大雨等で冠水し、通行不能となる箇所については把握しているところであり、対策として気象状況を収集し、河川が増水した場合は地元消防団と連携を図りながら早期安全対策を進めております。また、道路の決壊や路面が流出した場合、災害復旧事業により早期復旧に努めてきたところであります。しかしながら、災害復旧事業は原形復旧が原則であることから、根本的な対策としては河川改修工事を実施することが望ましく、岩手県管理の河川であることから、今年度強く要望したところであり、来年度においても引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

次に、町道等の修繕について申し上げます。町道の舗装修繕については、毎年舗装修繕工事を実施しているところであり、道路パトロール及び通行人等からの寄

せられた情報のうち緊急性の高いものは、その都度補修用合材により補修を実施しているところであります。また、今年度においては、舗装修繕計画を新たに策定中であり、計画的に舗装修繕を進めてまいりたいと思います。

橋梁については、5年周期で125橋の橋梁点検を平成27年度から実施しており、点検結果に基づき、橋梁補修工事を実施しております。今年度は、1巡目の点検結果を踏まえ、新たな橋梁長寿命化計画を策定中であり、橋梁においても計画的な修繕を実施し、通行の安全確保に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 1番、上山誠君。

〔1番 上山 誠君登壇〕

○1番（上山 誠君） 答弁ありがとうございました。町道下晴山貝喰線の通行止めの問題ですが、通行止めは調査をしてから、それから考えると、解除はということですが、この路線は、竹谷袋部落の方々は駒木、貝喰方面に農地を持っている方が多いので、これからの農作業が始まる時期に通れないということになると、今現在の前まで通れていた状態から考えると三、四倍かかる、迂回しなければならないという地元の住民に大変負担がかかるということが考えられます。私は、迂回路として今町長がお話ししましたみそころばし竹谷袋線がそうなのかなと思いますが、この路線も工事は途中で、まだ手をつけていないところは狭いので、通行しづらい道路でもあります。この通行止めを早急に解除できないのであれば、竹谷袋部落の住民に説明会を開くなり、あとみそころばし線を緊急で整備するなりといったことが必要ではないかと思われませんが、どのようにお考えでしょうか。答弁よろしくをお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ただいまご質問にありました通行止め区間は、その中身がかなり金額も要するような大変な工事になることが想定されております。そういうことを考えまして、本年3月の臨時議会で調査費を計上いたしまして、早速調査業務を急ぎまして、この調査もおおむね大体6か月ぐらいを想定しております。調査結果が出た時点で地元の方々に説明申し上げながら、今後の対策等を検討してまいりたいと考えております。

また、みそころばし線も今工事中でありますけれども、これも議員おっしゃるように工事も急ぎたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 1番、上山誠君。

〔1番 上山 誠君登壇〕

○1番（上山 誠君） ありがとうございます。まず、調査を緊急にさせていただけるということで、まずありがとうございます。6か月ぐらいかかるということは、やっぱりこの夏は通れないということが想定されますので、みどころぼし線は整備して工事はしているのですが、今現在狭い箇所を通りやすくするという緊急的なことはしていただきたいなと私は思います。あと町としては安全が保障できないのは通せないのも分かりますが、まず何とか住民に理解を求めるような説明をしていただき、町としてできることをしていただきたいと思いますので、そのコメントを頂き、私の質問は終わらせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 休憩します。

午後 1時25分 休憩

午後 1時26分 再開

○議長（松浦満雄君） では、再開します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 先ほどの議員の狭いところを拡幅しながらというふうなご提案でございますが、それもちょっと地主の方もございますので、いろいろまた課題もありますから、それも十分検討させて答えを出したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 以上をもって本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） 次の本会議は、3月6日、午前10時からこの場で開きます。
本日はこれにて散会します。ご苦勞さまでした。

（午後 1時27分）